

史記正義佚文拾輯の意義：史記正義研究の前段階として

著者	清水 栄
著者別名	SHIMIZU Sakae
雑誌名	漢文學會々報
巻	21
ページ	15-21
発行年	1962-05-25
URL	http://doi.org/10.15068/00148539

史記正義佚文拾輯の意義

——史記正義研究の前段階として——

清水榮

史記の三注の一たる李唐の張守節の「正義」は、世に史記注釈の權威として認められて来たにも拘らず、早く単注本の佚したこと、さらには三注の中で、時代的に最も遅れて合刻されたことなどの悪条件によって、刪節や譌脱が少なくないとされている。そのことは、すでに中国の学者によってても歎かれており、同時にそれらの人々の手で、佚文の拾輯や指摘が試みられて来たが、その数は極めて寥々たるものに過ぎなかった。しかるに、瀧川龜太郎博士は、我が国に残存する史記古板本の欄外の「書き入れ」中より、千余条に及ぶ「正義」佚文を拾輯され、これを博士の畢生の偉業ともいうべき「史記會注考證」の中に収録されたのである。そして、さらに進んで水沢利忠博士は、これと同様な「書き入れ」を有する史記板本を実に十数種発見され、瀧川博士未収の「正義」佚文三百余条を新たに拾輯された。

しかし、ここで一考を要することは、一般的にいつて、

注釈の「佚文」というものの性質は、当然「佚文」となるべくしてなったものが大部分ではなからうかという危惧である。もしも、そうであるとすれば、佚文拾輯の作業は、単に注釈のボリュームを増すというだけに止まって、何らかの学問的価値を見出し得るか否かは、大いに疑問とせねばならなくなる。ただ、そこに学問的価値を見出し得るとするならば、「佚文」が拾輯されることによって、その「佚文」が拾輯されざる以前の性質をいくらかでも変え、もしくは、その或る種の性質をより鮮明にすることが可能になるときのみであろう。即ち、史記正義に就いていうならば、史記正義の佚文を拾輯することによって、従来の三注合刻本に存する史記正義の有する性質に、何らかの変化をもたらし得るか、或るいはその性質の一部をより鮮明にすることができるとかどうかということに、史記正義佚文拾輯の真の意義がかかって来るものと思われる。従って、筆者はこの小論に於いて、この観点に立ちつつ、いうなれば史

記正義の佚文をも含めて考えた場合に、従来の史記正義の研究に、どのような新しい視野が開けてくるかということに就いて、少しく問題を提起してみたい。

だが、その前に述べておかねばならないことは、滝川及び水沢両博士の「正義」佚文拾輯は、共に「書き入れ」というものに依存しているからには、必然的にいくらかの夾雑物の介入とか、或いは「書き入れ」を為した者の意識的な改竄や無意識的な譌脱は避け難いものであるということである。従って、当然のこととして、筆者は前記の十数種のぼる「正義」佚文の「書き入れ」を有する我が国残存の史記古板本の中で、最も信憑性の高いもの、いいかえれば、「書き入れ」の状態がよりプリミティブなるものを追求した結果、水沢博士の発見にかかる上杉氏所蔵幻雲・南化・直江兼統旧藏南宋慶元(一一九五)黄善夫刊本(以下、南化本と略称)の「書き入れ」を最も理想に近いものと確信するに至った。それは主として、次の如き理由による。

(1) 「書き入れ」が為されている板本、即ち、ここではこの黄善夫刊本は、刊行されて間もなく、鎌倉時代初期に我国にもたらされ、書き入れである「正義」佚文の大部分が、旧藏者の一人である幻雲(一一四六〇)の所有に帰する以前に為されていた⁹⁾ということを推定させる材料をもっていること、いいかえるならば、この板本に書き入れられている「正義」佚文の鈔写された年代は、上限を一

二〇〇年に、渡来に要した年月をプラスしたもの、下限を幻雲の卒年、一五三三年に、各々切ることができ、これは、他の古板本の「書き入れ」の為されたと推定されるどの年代よりも早い。

(2) この板本には、旧藏者の一人である幻雲が自ら有するテキスト(或いは單正義本か)によって、「正義」佚文を鈔写している¹⁰⁾。(ただし、列伝二より列伝二十六まで)

(3) 全体的に見て、「正義」佚文の「書き入れ」が、他の板本の「書き入れ」よりも、平均して、しかも数多く存するばかりか、鈔写の際の譌脱が比較的少ない¹¹⁾。

(4) この板本は、現存する板本の中で、「正義」に関して、最も善本であると考えられる¹²⁾。

従って、筆者はこの小論に於いて、「正義」佚文に関しては、専ら南化本の「書き入れ」によることとするものである。以上、やや前置きが長すぎた嫌いもあるが、その必要性に鑑み、敢えて贅言を加えた。

1

従来の三注合刻本に存する史記正義(以下、旧正義と略称)に、史記正義佚文を加えて見る時、まずいえることは、唐人の経疏の例に倣って、これも史記の三注の一にして「正義」より早く、劉宋の裴駰によってなされた「集解」に注

する傾向が強まってくることである。即ち、正義には従来から史記の正文に注するばかりでなく、「集解」に注する「疏」的な要素が含まれていることが指摘されはしてきたが、これらの「正義」佚文をも含めて考え合わせると、「正義」には、この「疏」的な要素がかなり大きいことが明らかになる。これは、例えば孔穎達らの「五経正義」などといった経疏と、全く無関係ではあるまいかとも考えられる。いま、これら「集解」に注する「正義」佚文の例を一部分掲げてみよう。

「呂平爲扶柳侯」 集解「字長、姁」(呂后本紀)

これに対して、「正義云、長姁、上張丈反、下況羽友、又呼附友」という佚文の「書き入れ」が見られる。

「帝初幸甘泉宮」 集解「賜食帛越巾……」(孝文本紀)

これに対して、「正義云、越謂江東細紵布、爲手巾也」(滝川博士未収)という佚文の「書き入れ」が見られる。

「乃說王使齊爲反間」 集解「反、問者因敵間……令吾間、必索……」(燕召公世家)

これに対して、「正義云、注反間・敵間・吾間、並音紀寛反」(滝川博士未収)という佚文の「書き入れ」が見られる。さらに、この例で興味をそえられるのは、今日の三注合刻本のこの場所には、「正義曰、使音所吏反、間音紀寛反」とあって、正文に付せられた注の如くに変形されているということである。

「范蠡」 集解「太史公曰、素王妙論曰、蠡本南陽人……」(越王句踐世家)

これに対して、「正義云、七略云、素王妙論二卷、司馬遷撰也」という佚文の「書き入れ」が見られる。そしてこの「正義」佚文は、困学紀聞卷二十「雜識」に、史記正義として「七略云、素王妙論、司馬遷撰」と引かれているのに、ほぼ符合する。

「卒受惡名於秦、有以也夫」 集解「……國富兵彊、長雄諸侯……」(商君列伝)

これに対して、「正義、注長雄丁丈」(滝川博士未収)という佚文の「書き入れ」が見られる。

これらの「正義」佚文は、「集解」に注するものであるゆえに、合刻の際あまり重要視されないで、刪節されてしまったのであろう。他にも同様の例が四十例以上見出せる。

2

次に、注目すべきことは、1とも関連する面もあると思われるが、音注が非常に詳密であったことを想像させるものがあるという点である。もちろん、旧正義にも音注がかなり付されているが、「正義」佚文を加えて見れば、張守節の「正義」の原本と考えられるものには、さらに多くの音注が付されていたであろうことが明らかになる。これは

彼の「正義」の序に、「次舊書之旨、兼音解注」とうたっていることに、よりよく符合することになるであろう。また、その時代に於ける「音」に対する関心の高まりを示すと同時に、張守節より以前の史記の注家の中で、鄒誕生の「史記音」、劉伯莊の「史記音義」などの伝統を受け継ぐものであろう。或いは陸徳明の「經典釋文」あたりとも全く無関係ではないかも知れない。いま、「音」に関する注文のごく一部を掲げてみよう。

「噤然泥而不滓者也」(屈原賈生列伝)

これに対して、「噤然、正義、上自若反、又子笑反、蹀靜之貌」(滝川博士未収)という佚文の「書き入れ」が見られる。

「而桓發用之富」(貨殖列伝)

これに対して、「正義、桓工爰反」(滝川博士未収)という佚文の「書き入れ」が見られる。

これら音注の「正義」佚文は、1に掲げた如き「集解」に音注を付している例を除いても、実に三百条に及んでいる。

3

次に注目されるのは、「正義」佚文の中には、「集解」または「索隱」に重複するものが非常に多いということである。

ある。これは「正義」が合刻される際に、刪節されたものであろうが、注釈としての価値という面からだけ見れば、この種の「正義」佚文は、無意味と考えられる。しかし、いったん、従来からやかましく議論されている「索隱」と「正義」の関連の有無の問題から見れば、なお留意する必要がある。即ち、「索隱」と「正義」とが全く同じ注を史記の同じ場所に付しているという事実が「正義」佚文を含めて見る場合に、極めて明らかになることにより、この問題がどう解決されていくかという点である。筆者は現段階に於いては、両者が全く同じ注を付している場合を見れば見るほど、両者は関連を持たずに別々に成ったものと考えられる。それは、もしもどちらかが、どちらかの注を見ていたら、或る場合にはもつと直接的な関連が見られるであろうし、或る場合には、意識的にもつと違った注を付したのであるという常識的判断に頼つての考えに過ぎない。いま、「索隱」と「正義」佚文の重複する例の一部分を掲げる。

「其大夫正考父美之」 索隱「……又考父佐戴武宣、則在襄公前且百許歲、安得述而美之、斯謬說耳」(宋徽子世家)

これに対して、「正義云、正考父佐戴武宣公、見著於孔子世家、按年表等、在襄公前百年間、豈得正考父追述述而美之、斯太史公疎誤矣」(滝川博士未収)という佚文の「書き入れ」が見られる。

「於天下乃八十二分居其一耳」 索隱「桓寛・王充以衍之

所言迂怪虛妄、熒惑六國之君、因納其異說、所謂匹夫而熒惑諸侯者、是也」(孟子荀卿列伝)

これに対して、「正義云、鹽鐵論及論衡竝以衍之所言迂怪虛妄以下与索隱同」という佚文の「書き入れ」が見られる。

「新垣」索隱、「新垣姓、衍名也、爲梁將、故漢有新垣平」(魯仲連鄒陽列伝)

これに対して、「正義云、新垣姓、衍名、漢有新垣平」という佚文の「書き入れ」が見られるが、その右肩に、幻雲筆で「見索隱、可削」とある。

最後の例の如きは、幻雲でさえ、「削るべし」というのであるから、もつと多くの「正義」が合刻の際などに「索隱」と重複することによって刪節されているであろうが、今日、それを知る由もない。しかし、幸に「正義」佚文捨輯によって、明らかになったものも、上掲の例以外にかなりの数にのぼっている。

4

さて、最後に重要であろうと思われるのは、「正義」佚文によって見ると、張守節の依拠した史記テキストが、今日通行の史記板本とかなり違つたものであったらしいことを想像させる点である。そしてまたそれが往々にして、唐鈔本もしくはその転写本として我が国に伝わるテキスト、

或いはそれに準ずる性格を有する史記古本と仮称するテキストに一致するということである。いま、その例の一部を掲げてみよう。

「孟嘗君待客坐語」(孟嘗君列伝)

これに対して、「正義云、侍猶當也」という佚文の「書き入れ」が見られる。これによれば正義本は、正文の「待」を「侍」に作っていたらしいが、これに一致するのは史記古本のみである。

「足下起糾合之衆」(酈生陸賈列伝)

これに対して、「正義云、如瓦合聚而蓋屋……」という佚文の「書き入れ」が見られる。これによれば、正義本は正文の「糾」を「瓦」に作っていたらしいが、これに一致するのは、石山寺藏の古鈔本のみである。¹⁸⁾

「廣家世世受射」(李將軍列伝)

これに対して、「正義云、愛好也、習也」という佚文の「書き入れ」が見られる。これによれば、正義本は正文の「受」を「愛」に作っていたらしいが、これに一致するのは、史記古本のみである。

以上のような事實は、考えてみれば、極めて当然のことかも知れない。即ち、張守節はおそらく當時に於いて、彼の史記に対する深い学識を通して、自分自身が最も善本と信ずるテキストを用いたであろうからである。従つて、これらの「正義」佚文によって、彼の依拠したテキストを幾

分でも推測することができ、さらにそれは史記のテキスト
IIクリティックの作業に於いて、重要な役割を果すことが
期待できるのであろう。

その他、南化本に、正義本との異同を記したものと考え
られる「正義本、某字作某」という「書き入れ」が散見さ
れるが、その異同の著しい例として、次の如きものがある。

即ち、仲尼弟子列伝の第廿一葉裏の、「其四十有二人、無
年及不見書傳者、紀于左」として、「再季」以下四十二人
を列記する所の上欄に、「以下位次、正義相違、正義位次
朱書、與本相違」と「書き入れ」があり、各人の右肩に正
義本の順位が朱書されている。いま、四十二人を通行本通
りに並べ、朱書してある正義本の順位を括弧内に示してみ
ると、

冉季(1)、公祖句茲(2)、秦祖(10)、漆雕哆(28)、顔高
(7)、漆雕徒父(13)、壤駟赤(34)、商澤(11)、石作蜀(23)、
任不齊(40)、公良孺(20)、后處(6)、秦冉(42)、公夏首
(22)、奚容箴(32)、公堅定(12)、顔祖(30)、鄒單(38)、
句井疆(15)、罕父黑(36)、秦商(4)、申黨(25)、顔之僕
(27)、榮旂(14)、縣成(29)、左人郢(9)、燕伋(17)、鄒
國(35)、秦非(16)、施之常(18)、顔嚮(41)、步叔乘(21)、
原亢籍(8)、樂欬(26)、廉絜(33)、叔仲會(19)、顔何
(31)、狄黑(39)、邾巽(24)、孔忠(37)、公西輿如(3)、
公西歲(5)、

となるのである。この異同がどのような意味を有している
かは、筆者には想像もできないが、ただ、正義本が今日の
通行刊本と較べて、テキストとしてかなり違ったものであ
ったことは、この一例を挙げれば、充分に理解できよう。

以上、些かとりとめもないことを記したが、この小論は
最初にもおことわりした通り、未だ問題提起の段階であっ
て、なお後究を期したいと思う。

注1 錢大昕「十駕齋養新錄」卷六に「史記正義失傳、宋人合索隱・
正義兩書、散入正文之下、妄加刪削、使後人不得見守節眞面目、
良可嘆也」とある。その他、錢泰吉「甘泉鄉人稿」卷五、張文虎
「史記集解索隱正義札記」卷四などに同様な記述が見られる。

注2 注1に記した三種の著述中に見られる。

注3 具体的には、「史記會注考證」卷末の「史記總論」によれば、
東北大学所蔵狩野亨吉旧蔵の慶長古活字本であり、さらに幻雲抄
をも佚文拾輯の資料として用いられたことが記されているが、こ
の幻雲抄なるものの実体は、基本的には我が国残存の史記古板本
(特に、後に記す幻雲旧蔵の南化本)の「書き入れ」から抄出され
て成立したものであると理解されるから、幻雲抄は、史記古板
本の欄外の「書き入れ」の中に包含されると考えられる。

注4・5 いずれも水沢利忠博士著「史記會注考證校補」に詳しい。

注6 そのためばかりでもないが、台湾開明書店編著「史記考索」
(一九五七、三、同書店刊)、賀次君著「史記書錄」(一九五八、十、
上海商務印書館刊)、程金造著「史記會注考證新增正義的來源和眞
偽」(新建設、一九六〇、二月号)などに、滝川博士拾輯の「正義

佚文に対する批判が見られる。

注7 この南化本も完全に筆者を満足させてくれるものではない。なぜなら、他の古板本の「書き入れ」の完全なる祖本とは考えられないからである。特に本紀前半の部分の「書き入れ」は、やや劣る。

注8 この南化本の処々に見られる「水光卯青」の印記と全く同じものが、「圖書寮善本書目解説」に、「審其書體、殆鎌倉初期所寫」と解説されている宮内庁書陵部蔵の古鈔卷子本「范睢蔡澤列傳」の接褌に見られることによる。

注9 例えば、この南化本の「孟嘗君列傳」の第二葉裏の上欄に、「僕妾餘梁肉」の正義（佚文）注として、「正義云、梁成粟、又成粟」と書き入れられている傍に、幻雲の筆跡で「幻所見正義異之」と記されていることなどによる。

注10 注9で記した例や、特徴の著しい彼の筆跡で、容易に推定される。

注11・12 注4・5に同じく、水沢利忠博士著「史記會注考證校補」を参照されたい。

注13 同じく史記の三注の一たる李唐の司馬貞によって注された。

「索隱」も同様である。

注14 もちろん、旧正義と重複する音注も数えておいた。

注15 司馬貞の「索隱」・張守節の「正義」は、ほぼ同時代（開元年間）に成っているが、前者をやや早いとする錢大昕の説が定説となっていると考えられる。（「十駕齋養新錄」巻六に見られる）

注16 例えば、幻雲は南化本の列伝第一の巻頭に、「幻謂、小司馬・張守節、皆唐明皇時人也、而索隱不知正義、正義不知索隱、各出

己意而注正之……」と記しており、錢大昕は「廿二史攷異」史記五に、「二書不相稱引」と記している。逆に両書に関連ありと説くものには、現代の中国の学者程金造がいる。（彼の説は、一九五七、九月号「文史哲」掲載の「從史記三家注商榷司馬遷的生年」に見られる）この種の問題の正しい結論に到達するには、両書とも単注本を用いて比較せねばならないことは、自明の理である。ところが従来は、単索隱本は残存するものの、単正義本は、ほとんど想像さえてできなかったが、滝川・水沢兩博士の「正義」佚文拾輯によって、単正義本の姿がおぼろげながらも理解できるようになったのは、かすかながら、前途に明りを見出し得るものである。

注17 我が国に残存する史記古板本の或る種のものに、ほぼ史記全篇にわたって書き入れられている「異字・異文」の校記から、唐鈔本に準ずる性格を有するテキストとして仮想したもの。直接的には唐鈔本或いはその転写本の残存する部分に於いて、その校記の七十パーセント位がそれらの唐鈔本或いはその転写本に一致することによっている。拙稿「史記古鈔本放序説」に詳述した。

注18 紙背に淳祐の「金剛界次第」が自筆で鈔写されていることから、淳祐の寂年—九五三年を、この鈔本の鈔写年代の下限と考えてよいであろう。また「民」の字を諱避していない所から、その祖本は、唐の太宗即位以前のものと想像されている。

（大学院博士課程）